

岩手県内水面漁場管理委員会指示第4号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、魚類の採捕に関し、次のとおり禁止し、又は制限する。ただし、知事の許可を受けた者が行う試験研究等については、この限りでない。この場合において、当該知事の許可を受けた者は、当該試験研究等が終了したときは、遅滞なく、その旨を岩手県内水面漁場管理委員会に報告しなければならない。

平成23年5月24日

岩手県内水面漁場管理委員会

会長 島川良彦

1 下の橋上流端から中津川と米内川との合流点までの中津川本流及び同合流点から米内橋上流端までの米内川本流の区域

魚種	漁具又は漁法	禁止期間
あゆ	餌釣り	平成23年7月1日から同年12月31日まで
	がら掛け	平成23年7月1日から同年9月9日まで及び同年10月11日から同年12月31日まで
	擬餌釣り又は友釣り	平成23年7月1日から同月2日まで
その他の魚種（さくらますを除く。）	流し毛ばり釣り	平成23年6月1日から同年7月2日まで

2 中津川と北上川との合流点から下の橋上流端までの中津川本流の区域

魚種	漁具又は漁法	禁止期間
あゆ	餌釣り	平成23年7月1日から同年12月31日まで
	擬餌釣り又は友釣り	平成23年7月1日から同月2日まで
その他の魚種（さくらますを除く。）	流し毛ばり釣り	平成23年6月1日から同年7月2日まで